

保育所等における保育の質の確保・向上に係る 関連資料

平成30年9月26日

目 次

1. 「保育の質」の概念	2
2. 保育所保育指針	8
3. 主な基準やガイドライン等	14

1. 「保育の質」の概念

2

保育の質とは？

□ 相対的・多元的なものとしての保育の質

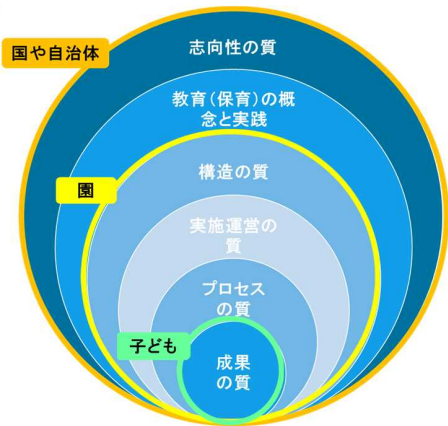
- 社会・文化における保育の機能や方向性の捉え方や価値づけに依存する相対的・多元的なもの
- 一元的に定義することができない

(秋田・箕輪・高櫻, 2007; 秋田・佐川, 2011; Dahlberg, Moss & Pence, 2013; 淀川・秋田, 2016)

子どもたちが心身ともに満たされ、
豊かに生きていくことを支える環境や経験
(OECD, 2015)

□ 保育の多層的システムモデル

- 保育に関わる取組としては、子どもを中心として、保育者の関わりのみならず、園組織、自治体・国での取組が想定される
- これらの取組は連動しており、保育の質は、**システム全体がうまく機能すること**によりもたらされる



※「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第1回）」（平成30年5月18日）配付資料（野澤構成員提出資料）より

□ 保育の質の諸側面

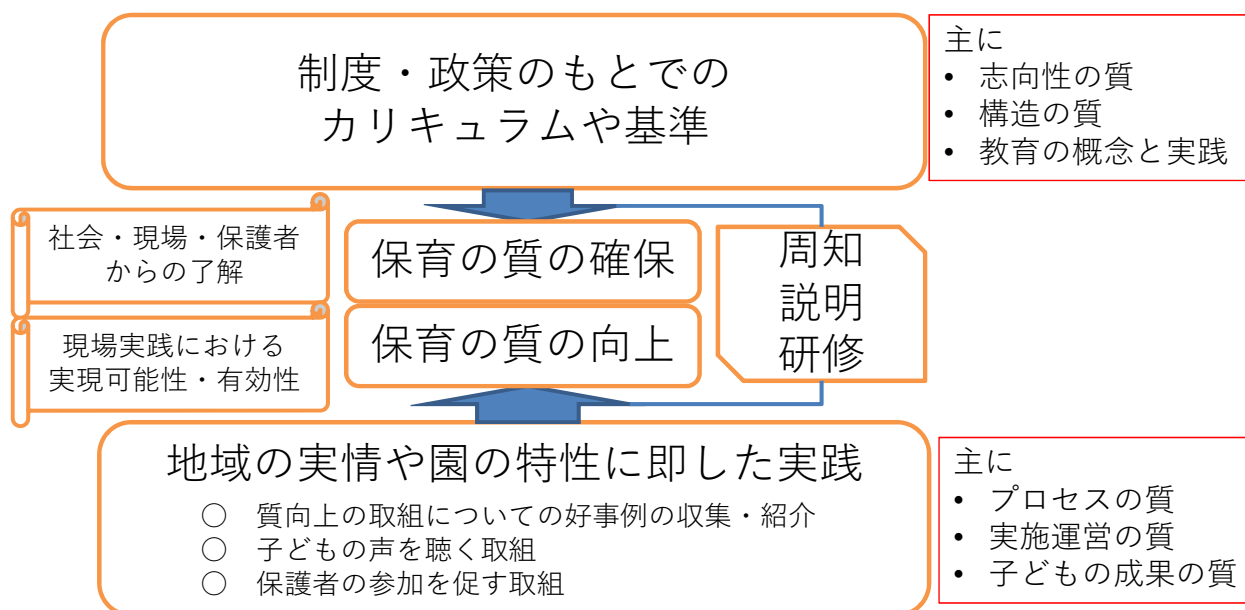
OECD(2006)「Starting Strong II」(pp.127-128)；秋田・淀川(2016)より

質の側面	内容	具体的な説明・例
志向性の質	政府や自治体が示す方向性	法律、規制、政策等
教育の概念と実践	ナショナル・カリキュラム等で示される教育(保育)の概念や実践	(日本では、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示される保育のねらいや内容にあたる)
構造の質	物的・人的環境の全体的な構造	物的環境(園舎や園庭、遊具や素材・教材等) 人的環境(保育者の養成と研修、保育者と子どもの人数比率、クラスサイズ、労働環境等)
実施運営の質	現場のニーズへの対応、質の向上、効果的なチーム形成等のための運営	園やクラスレベルの保育計画、職員の専門性向上のための研修参加の機会、実践の観察・評価・省察の確保、柔軟な保育時間等
相互作用あるいはプロセスの質	保育者と子どもたち、子どもたち同士、保育者同士の関係性(相互作用)	子どもたちの育ちをもたらす、安心感や教育的意図等を含み込む、保育者や子どもたちの関係性
子どもの成果の質あるいはパフォーマンスの基準	現在の、そして未来の子どもたちの幸せ(well-being)につながる成果	何をもちて成果とするかは、各々の価値観等によって異なる

※「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第1回）」（平成30年5月18日）配付資料（野澤構成員提出資料）より

保育の質の確保・向上における全体像

【一部、松井（2018）より作成】



※「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第2回）」（平成30年6月12日）配付資料（松井構成員提出資料）より

6

（参考）諸外国における保育の質に関する評価スケール

	ECERS-R ITERS-R	CLASS	SSTEW	CIS	S i c s
対象	ECERS-R = 幼児（2.5歳～5歳） ITERS-R = 乳児（誕生～2.5歳）	乳児～小学3年生 （乳児用（infant用、 toddler用）、幼児用 （Pre-K用））	2歳～5歳	乳児	乳幼児
評価の 対象	保育者の取組	保育者と子どもの関わり	保育者と子どもの関わり	子どもの主体的経験	子どもの経験
評価の 指標	(1) 空間と家具 (2) 個人的な日常のケア (3) 言葉－推理 (4) 活動 (5) 相互関係 (6) 保育の構造 (7) 保護者と保育者	【infant】 (1) 関係性の風土 (2) 保育者の感受性 (3) 支えられた探求 (4) 言葉のサポート 【toddler】 (1) 情緒・態度のサポート (2) 学びの直接的サポート 【Pre-K】 (1) 情緒的サポート (2) クラスのサポート (3) 教授のサポート	(1) 信頼、自身、自立の構築 (2) 社会的、情緒的な安定・安心 (3) 言葉、コミュニケーションを支え、広げる (4) 学びと批判的思考を支える (5) 学び、言葉の発達を評価する	(1) 安心 (2) 夢中	子どもの姿（安心と夢中）を出発点として (1) 環境 (2) 子どもの主体性 (3) 保育者のかかわりと支援の方法 (4) クラスの雰囲気 (5) 園の運営 (6) 家庭との連携
評価の 段階	7段階	7段階	7段階	5段階	5段階
開発国	アメリカ	アメリカ	イギリス	ベルギー	ベルギー
特徴	・保育の前提条件となる環境の質を数値化できる ・データの蓄積により、改善の有無を明確化できる ・使用している国や地域が多く比較しやすい	・乳児から学童期までを同一の枠組みで連続的に捕捉	・子どもたちの経験を豊かにするための保育者の関わりに重きを置く	・子ども一人ひとりが遊びに没頭し夢中になっている状態に着目	・C I S の自己評価ツールとして開発 ・英語に翻訳され各国で利用（日本版も開発） ・一人ひとりについて2分間観察を行いチェックリスト方式で安心度と夢中度について評定（日本版は一人ひとりのエピソードの記録から評定）

参考：淀川裕美・秋田喜代美（2016）『『保育プロセスの質』評価スケール』、明石書店 を基に作成

7

2. 保育所保育指針

8

保育所保育指針の改定について

- **保育所における保育**は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、**その内容については、厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)**に従う。
(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)第35条)

保育所保育指針について

- 保育所保育指針については、各保育園の保育の内容の質を高める観点から、約10年に一度改定しており、平成30年4月より改定指針が適用されている。
- 平成30年改定に当たっては、
 - ①平成20年の改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化
※保育園利用児童数の増加、子ども・子育て支援新制度の施行、児童虐待対応件数の増加等
 - ②幼稚園教育要領の改訂に向けた検討の状況
※中央教育審議会の下の子どもの教育委員会においても同時期に審議等を踏まえて検討を行った。
- ※ 保育所保育指針、幼稚園教育要領の他、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も併せて改訂

平成30年 改定に向けた検討状況・スケジュール

- 社会保障審議会児童部会に「保育専門委員会」(委員長: 汐見稔幸白梅学園大学長(当時))を設置。
- 平成28年12月21日に議論のとりまとめを公表。議論のとりまとめを受け、平成29年3月31日に指針を大臣告示。1年の周知期間を置いて、平成30年度から適用。

9

背景

現行の指針は平成20年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ、改定について検討。

- ・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行（平成27年4月）
- ・0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加（1・2歳児保育所等利用率 27.6%（H20）→38.1%（H27））
- ・子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加（42,664件（H20）→103,260件（H27））等

保育所保育指針の改定の方向性

○乳児・3歳未満児保育の記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。（特に、0歳児の保育については、乳児を主体に「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から整理・充実。）

○幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時までには育ってほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

○健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

○「子育て支援」の章を新設

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実

○職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

10

改定後の保育所保育指針について

- 第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示（平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用） ※地域型保育事業にも準用。

第1章 総則

- 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めるなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。

1. 保育所保育に関する基本原則
2. 養護に関する基本的事項
3. 保育の計画及び評価
4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。
- 特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。

1. 乳児保育に関わるねらい及び内容
※「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から記載
2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
4. 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。

1. 子どもの健康支援
2. 食育の推進
3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
4. 災害への備え

第4章 子育て支援

- 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。

1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
3. 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

- 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども含め記載。

1. 職員の資質向上に関する基本的事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等
4. 研修の実施体制等

保育における「養護」と「教育」について

○ **保育所における保育**は、**養護及び教育を一体的に行うことをその特性**とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針（保育所保育指針）に従う。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）第35条）

○ 保育における「**養護**」とは、

- ・ **子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり**であり、
- ・ その目標は、十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること

○ 保育における「**教育**」とは、

- ・ **子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助**であり、
- ・ 教育に関わる内容である5つの領域ごとの目標は、以下のとおり。

＜**健康**＞ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

＜**人間関係**

＜**環境**

＜**言葉**

＜**表現**

（保育所保育指針（H29.3.31厚生労働大臣告示、H30.4.1適用）） 12

保育所保育指針において示される保育の質とその確保・向上の全体像（イメージ）

保育士をはじめとする保育所職員に求められる資質・専門性

・倫理観・人間性
・職務及び責任の理解と自覚

・各々の職務内容に応じた専門的知識及び技術
・状況に応じた適切・柔軟な判断

・職員全体の共通理解・協働性
・全職員による適切な役割分担と協力体制

保育の実施・運営に関わる基本的事項

保育の基本原則（理念・目標・方法・社会的責任等）
発達過程に応じた保育の実践（養護と教育の一体的展開）
健康及び安全の管理・増進
保育所の特性を生かした子育て支援（保育所を利用している保護者・地域の保護者等に対する支援）
職員の資質向上（職員の自己研鑽を支える組織の体制とマネジメント）

子どもの理解と実態の把握に基づく計画の作成⇒計画の展開・記録と見直し⇒評価（保育士等・保育所）
⇒課題の明確化と職員間での共有⇒改善に向けた取組⇒次の計画の作成
《循環的・継続的な保育の過程》

保育実践・子育て支援の充実と改善
組織全体としての機能の向上／子ども・保護者・職員等との信頼関係

保育の質の向上

保育の環境（人・物・場）

子どもが安全、健康、快適に過ごすことができる
安定感をもち、安心して過ごすことができる
自己を十分に発揮し、主体的に活動できる

⇒ 生活や遊びにおける
子どもの豊かな経験

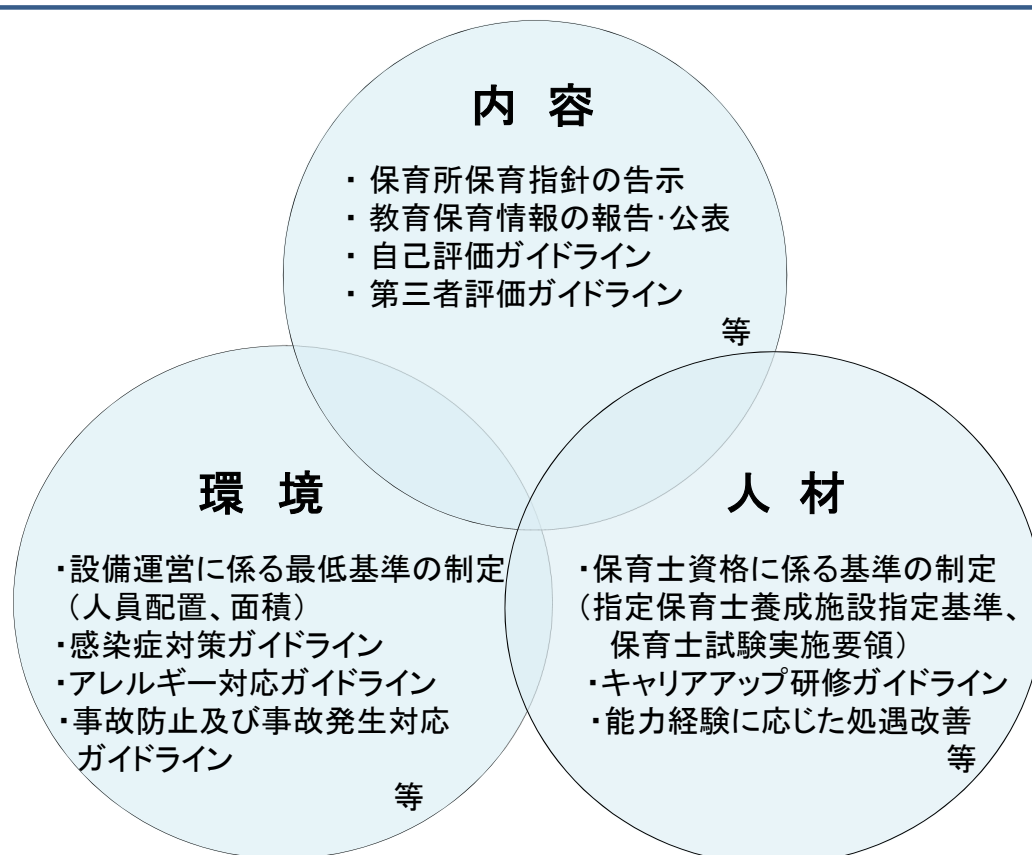
⇒ 子どもの健全な心身の発達
子どもの最善の利益を考慮し、
その福祉を積極的に増進すること

3. 主な基準やガイドライン等

14

保育の質の3つの観点

○保育の質に関しては、主に「内容」・「環境」・「人材」の3つの観点と考えられ、それぞれの観点に関連して基準やガイドライン等が定められ、質の確保を図るとともに、質の向上に資する各種取組を推進。



15

「保育所における自己評価ガイドライン(平成21年3月)」の概要①

目 的

- 保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）において、保育士及び保育所の自己評価並びにその公表が努力義務として位置付けられたこと等を受けて、保育所における自己評価の実施に資することを目的として策定。（平成21年3月）
- 保育所における自己評価は、保育士等が自らの保育を振り返って行う自己評価を踏まえて、保育所が施設長のリーダーシップの下、組織的・継続的に保育の計画と実践を評価・検証し、その結果を保育の改善につなげていくことにより、保育の質の向上を図るために行うもの。

自己評価実施の意義

- 保育士等の子どもに対する理解が深まり、保育を改善・充実するための課題や方策が明確化されること
- 職員全体で取り組む中で、保育所の課題について共通認識が深まり、職員の協働性が高まること
- 保育所が、自己評価の結果や保育の改善に向けて取り組む過程などを、保護者や地域住民等に伝えることにより、保育所の施設運営の透明性を高め、保護者等からの信頼を得ることが期待されること
- 自己評価を継続的に取り組むことで、保育士等の保育及び保護者支援の専門性が高まること

※保育所等における自己評価に関する法令上の位置付け

- 保育所等（※）は、その提供する保育の質の評価を行うことにより、質の向上に努めなければならない。（子ども・子育て支援法第33条第5項）
（※）幼稚園（子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費の支給対象施設に限る）、認定こども園、地域型保育事業を含む。
- 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務（＝保育）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条の2第1項）
- 保育所保育指針において、保育士等及び保育所の自己評価並びにその公表を努力義務として規定。

16

「保育所における自己評価ガイドライン(平成21年3月)」の概要②

自己評価の観点

I 保育理念

子どもの最善の利益の考慮

II 子どもの発達援助

- 1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場
- 2 生活と発達の連続性
- 3 養護と教育の一体的展開
- 4 環境を通して行う保育

III 保護者に対する支援

- 1 家庭との緊密な連携
- 2 地域における子育て支援

IV 保育を支える組織的基盤

- 1 健康及び安全の実施体制
- 2 職員の資質向上
- 3 運営・管理・社会的責任

保育士等による自己評価

保護者の意向
(アンケート等)

保育所の自己評価

研修やカンファレンスによる評価

- 子ども理解を深める
- 保護者との信頼関係を築く
- 保育の充実を図る
- 保育の質の向上を図る
- 保育所の組織としての機能を高める

自己評価の理念モデル

保育士等(個人)／保育所(組織)

園内研修

C1

資源としての個々の経験の知
↓
相互作用による可視化
(言語化など)

C2

共有による組織の知へ転換・
統合(協同的学び)の過程
↓
構造化

A

保育所保育指針に関連付けて
特徴を明らかにする
↓
園が大切にしている価値と課題
自覚化・明確化・共有

D

実践

P

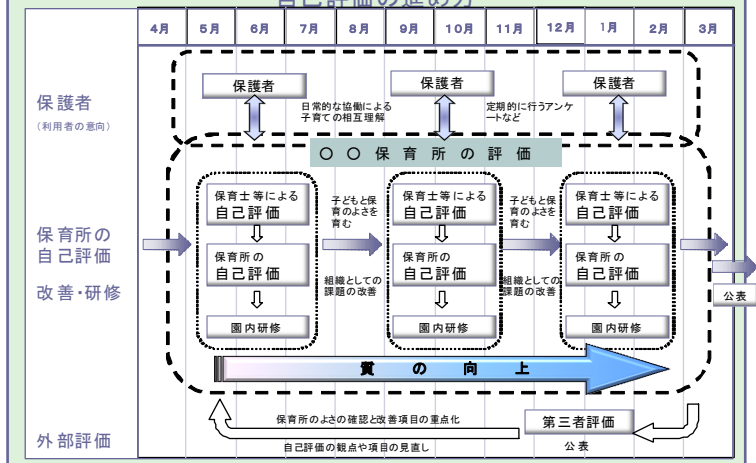
保育の計画
(保育課程・指導計画)

改善

公表

外部評価
(第三者評価等)

自己評価の進め方



17

目的

- 福祉サービス第三者評価事業（※）は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とするもの。
- （※）福祉サービスの質の向上を図るため、保育所をはじめとする福祉施設・事業所に対して第三者が評価を行う事業。

評価基準

- 具体的な第三者評価は
 - ① 保育所のみならず、すべての福祉施設・事業所（以下、「社会福祉事業」という）に共通する項目「共通評価基準ガイドライン」（平成17年策定、平成28年最終改訂）
 - ② 社会福祉事業の種別（保育所、児童館、高齢者福祉サービス等）の特性や専門性を踏まえ、各社会福祉事業ごとに策定されている「内容評価基準ガイドライン」（平成17年策定、平成28年最終改訂）に基づき実施。

※福祉サービス第三者評価に関する法令上の位置付け

- 保育をはじめとする社会福祉事業（※）の経営者は、自らその提供するサービスの質を評価することその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。（社会福祉法第78条）
- （※）社会福祉法第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。
 - ① 第一種社会福祉事業・・・婦人保護施設、養護老人ホーム、児童養護施設、障害児入所施設等を経営する事業
 - ② 第二種社会福祉事業・・・障害福祉サービス事業、児童厚生施設（児童館）、保育所等を経営する事業
- 保育所等（※）は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善に努めなければならない。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条の2第2項）
- （※）幼稚園（子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費の支給対象施設に限る）、認定こども園、地域型保育事業を含む。

18

保育所の設備運営基準

- 保育所の基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）で区分された「従うべき基準」「参酌すべき基準」に従い、都道府県・指定都市・中核市が条例により定める。

[従うべき基準の主な内容]

<職員配置基準>

・保育士

- ・0歳児 3人に保育士1人(3:1)
- ・1・2歳児 6:1
- ・3歳児 20:1
- ・4歳以上児 30:1

※3歳児については、15:1で実施の場合加算あり

※ただし、保育士は最低2名以上配置

- ・保育士その他、嘱託医及び調理員は必置 ※ 調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

<設備の基準>

- ・0、1歳児を入所させる保育所：乳児室又はほふく室及び調理室
→ 乳児室の面積：1.65㎡以上／人 ほふく室の面積：3.3㎡以上／人
- ・2歳以上児を入所させる保育所：保育室又は遊戯室及び調理室
→ 保育室又は遊戯室の面積：1.98㎡以上／人

[参酌すべき基準の主な内容]

- ・屋外遊戯場の設置
- ・必要な用具の備え付け
- ・耐火上の基準
- ・保育時間
- ・保護者との密接な連絡

※従うべき基準であっても地方自治体がこれを上回る基準を定めることは可能である。

19

「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」の概要

<目 的>

保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本を示し、保育士等が医療関係者や関係機関と連携し、感染症対策に取り組む際に活用する。

1. 感染症に関する基本的事項

・乳幼児及び保育所の特性、感染症の発生要因を踏まえ、個人と集団の健康確保の観点から行う感染症対策の基本

- (1) 感染症とその三大要因
- (2) 保育所における感染症対策
- (3) 学校における感染症対策

2. 感染症の予防

・感染者への対応、各感染経路の特徴と対策、予防接種の基本的事項、日常的な衛生管理の具体的方法等

- (1) 感染予防
 - ア) 感染源対策
 - イ) 感染経路別対策
 - ウ) 感受性対策(予防接種等)
 - エ) 健康教育
- (2) 衛生管理
 - ア) 施設内外の衛生管理
 - イ) 職員の衛生管理

3. 感染症の疑い時・発生時の対応

・感染症の早期発見、発生時の処置、家庭や地域との連携、罹患後の登園再開に係る基本的考え方と具体的手順等

- (1) 感染症の疑いのある子どもへの対応
- (2) 感染症発生時の対応
- (3) 罹患した子どもが登園する際の対応

4. 感染症対策の実施体制

・保育所内の組織的取組、保健所等の関係機関との連携等、保育所内外における実施体制整備の重要性

- (1) 記録の重要性
- (2) 医療関係者の役割等
 - ア) 嘱託医の役割と責務
 - イ) 看護師等の役割と責務
- (3) 関係機関との連携
- (4) 関連情報の共有と活用
- (5) 子どもの健康支援の充実

別添1 具体的な感染症と主な対策(特に注意すべき感染症)

別添2 保育所における消毒の種類と方法

別添3 子どもの病気～症状に合わせた対応～

別添4 医師の意見書及び保護者の登園届

参 考 感染症対策に資する公表情報

関係法令等

(個別の感染症ごとの症状、予防・治療方法、感染拡大防止策等)

(消毒薬の種類・用途及び希釈方法等)

(発熱や嘔吐等、症状に応じた具体的な対応方法や留意事項等)

(罹患後の登園再開に関する基本的考え方を踏まえた書類の参考様式等)

(感染症対策に資する公表情報のURL)

(保育所保育指針、学校保健安全法、感染症法等)

20

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(平成23年3月)」の概要

○ 保育所保育指針の改定・告示(平成20年3月公布、平成21年4月施行)

第5章「健康及び安全」の充実と「保育指針解説書」でのアレルギー対応について明記

○ 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定(平成20年3月)

(2)子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化

○ 保育所におけるアレルギー対応にかかわる調査研究(平成22年3月(財)こども未来財団)

保育所におけるアレルギー
対応ガイドライン作成
(平成23年3月発出)

ガイドラインの内容の主な項目とポイント

○ 保育所におけるアレルギー疾患の実態

保育所でのアレルギー疾患への対応の現状と課題を記載し、保育所において、保育所・保護者・嘱託医が共通理解の下、アレルギー疾患に対応できるよう「アレルギー疾患生活管理指導表」を提示

○ アレルギー疾患各論

保育所における代表的なアレルギー疾患(気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎)について、その原因や治療方法、保育所での生活上の留意点を記載

○ 食物アレルギーへの対応

保育所で特に対応に苦慮している食物アレルギーについては、誤食や除去食の考え方等について詳述。
また、アナフィラキシーが起こった時の対応について、エピペンの使用を含めた対応方法を明記。

ガイドラインの活用に向けて

○ ガイドラインの周知徹底

- 各自治体への周知と併せて、厚生労働省のHPIに掲載
- 各保育所へガイドラインが直接届くよう、保育団体にも協力要請
- さらに、嘱託医への周知を図るため、日本医師会、小児科医会等へ協力要請

○ Q&Aの作成

- 保育現場でより使いやすいガイドラインとなるよう、あらかじめ想定される質問事項についてQ&Aを作成し周知

○ 研修体制の強化

- 各保育団体の協力を得て、種々の研修会等で、アレルギーに関する研修を組み込んでいるところ

21

「保育所における食事の提供ガイドライン(平成24年3月)」の概要

- 保育所保育指針の改定・告示（平成20年3月公布、平成21年4月施行）等による、「子どもの健康及び安全」の確保と対応の明確化
- 「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」※1（平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部）
- ※1 なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと

保育所における
食事の提供
ガイドライン作成
(平成24年3月発出)

ガイドラインの内容の主な項目とポイント

○子どもの「食」をめぐる現状

各種調査から子ども、保護者の食事の状況、課題について明らかにする

○保育所における食事提供の現状

全国調査から保育所における食事の提供の状況（自園調理・外部委託・外部搬入）と課題を明らかにする。

○保育所における食事提供の意義と具体的なあり方

「発育・発達」「教育的視点」「保護者支援」の3つの視点から保育所の役割、質の向上を目指したあり方を示す。

○保育所における食事提供の評価（チェックリスト）

子どもの最善の利益を考慮し、子どもの健全な心身の発達を図るための食事提供のあり方（実践・運営面）についての評価内容を示す。

○好事例集

ガイドラインの活用に向けて

○ガイドラインの周知徹底

→このガイドラインは、各自治体の保育主管課担当、保育所へ内容が十分周知できるようにする。また、厚生労働省のHPIに掲載し、活用しやすい体制を整える。

○保育所における食事の提供・食育の質の向上

→調査等から明らかになった子どもや保護者、保育所の状況と課題を踏まえて、食事のあり方について再考、評価を行い改善をする。調理形態に関わらず、保育所の食事提供の質の向上を目指す。

→乳幼児期における「食を営む力」の基礎を培うための食事の重要性を、食事に関わる大人（保育所、行政、保護者）が共通理解し取り組む。

22

重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドラインの概要

- 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」（最終取りまとめ(平成27年12月21日)）を踏まえて、地方自治体宛てに以下を通知。（平成28年3月31日 内閣府・文部科学省・厚生労働省 3課長連盟通知）

- ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
- ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて

【① 重大事故の再発防止のための事後的な検証について】

○検証の実施主体

- ・市 町 村…認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業等）、地域子ども・子育て支援事業
- ・都道府県…認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

○検証の対象範囲

- ・死亡事故、意識不明等地方自治体において検証が必要と判断した重大事故

○検証組織による検証

- ・検証は、外部の委員で構成する検証委員会を設置して実施する。
- ・検証委員は、重大事故の再発防止に知見のある者（例：学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者）

○検証の報告

- ・検証結果を踏まえて、具体的な対策について提言を行う。
- ・検証結果、提言を盛り込んだ報告書を公表し、国に提出する。

【② 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて】

○事故防止のための取組み～施設・事業者向け～

- ・重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、プール活動・水遊び、食事中）ごとの注意事項
- ・事故防止のための研修等による体制づくり

○事故防止のための取組み～地方自治体向け～

- ・地方自治体、施設・事業者との連携体制の整備
- ・施設・事業者に対する研修や指導監査等の実施

○事故発生時の対応～施設・事業者、地方自治体共通～

- ・事故発生時の段階的な対応（事故発生直後、事故直後以降、状況の記録、保護者等への対応、報道機関への対応、国への事故報告、検証の実施）

23

保育士資格の取得方法

○ 保育士とは、保育士の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。(児童福祉法第18条の4)

保 育 士

※児童福祉法第18条の4

登 録

(各都道府県単位) ※児童福祉法第18条の18第1項
(登録者数 1,530,872人 : H30.4.1現在)

指定保育士養成施設

※児童福祉法第18条の6第1項

(1,773,991人
: 29年度末累計)

平成29年度資格取得者
41,106人

- ・大学
277か所 (268か所)
- ・短期大学
237か所 (237か所)
- ・専修学校
162か所 (160か所)
- ・その他施設
8か所 (4か所)
- 合 計
684か所 (669か所)

【30.4.1現在(()内は前年)】

保育士試験

※児童福祉法第18条の6第2項

各都道府県、指定試験機関委託

※児童福祉法第18条の9

(460,310人 : 29年度末時点合格者数累計)

受験申請者数 70,032人
全科目合格者数 20,988人
うち全部免除者数 7,477人

(29年度実績)

※地域限定保育士試験を含む

保 育 士 試 験 受 験 資 格

大学等
(短大含)

2年以上在学
(62単位以上
取得者等)

児童福祉施設

実務経験5年
以上
(高校卒業者
は実務経験
2年以上)

幼稚園教諭
免許状有

(試験一部免
除)

知事による
受験資格認定

実務経験(※)
5年以上
(高校卒業者
は実務経験
2年以上)

※対象施設
・ へき地
保育所
・ 家庭的保育
・ 認可外保育
施設等

「保育士養成課程等の見直しについて(検討の整理)」(概要)

(2017(平成29)年12月4日 保育士養成課程等検討会)

1. 見直しの背景等

○ 保育を取り巻く社会情勢の変化、保育所保育指針の改定等を踏まえ、より実践力のある保育士の養成に向けて、保育士養成課程(※)等の見直しについて検討。(主な検討事項は、以下のとおり) (※) 指定保育士養成施設(大学、短大、専門学校等)における保育士の養成課程

- (1) 保育士養成課程を構成する教科目(名称、教授内容等)
- (2) 養成課程の見直しに伴う保育士試験の科目(試験科目の名称、対応する養成課程の教科目、出題範囲等)

(主な社会情勢の変化) ・ 「子ども・子育て支援新制度」の施行(2015年4月)
・ 保育所等利用児童数の増加(1・2歳児保育所等利用率: 31.0%(2011年)→45.7%(2017年))
・ 子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加(59,919件(2011年)→122,575件(2016年))

○ 関係告示・省令・通知を改正し、2019年度より適用(保育士試験については、2020年度より適用)

2. 見直しの方向性

(1) 保育士養成課程を構成する教科目

- ① 乳児保育(※)の充実(※3歳未満児を念頭) → 基礎的事項の理解を深めるため、演習科目に加え、講義科目の新設
- ② 幼児教育の実践力の向上 → 計画と評価や生活と遊びの援助に関する内容の充実
- ③ 「養護」の視点重視 → 養護に関する教科目の内容の再編・充実
- ④ 子どもの育ちや家庭支援の充実 → 保育の専門性を活かした子ども家庭支援に関する教科目の内容の再編・充実
- ⑤ 社会的養護や障害児保育の充実 → 今日的な課題を踏まえた、実践的な支援に関する内容の充実
- ⑥ 保育者としての資質・専門性の向上 → 保育の専門職としてのキャリアパスを見据えた専門性向上の重要性の明示

※各保育士養成施設には、習得すべき内容が過度にならないよう配慮しつつ、教科目全体を体系化し、創意工夫により効果的・効率的な教育の実施を期待。

(2) 養成課程の見直しに伴う保育士試験の科目

- ① 試験科目の名称変更 『児童家庭福祉』⇒『子ども家庭福祉』
- ② 各試験科目に対応する養成課程の教科目の変更
『保育原理』(「乳児保育」「保育相談支援」等)→「乳児保育Ⅰ」「乳児保育Ⅱ」「子育て支援」等
『保育実習理論』(「保育の表現技術」等)→「保育内容の理解と方法」「保育者論」「保育の計画と評価」等

※ 各試験科目の出題範囲については、対応する養成課程の各教科目に係る教授内容等の見直し内容を踏まえ、見直し。

※ 保育士資格取得に係る特例措置(幼稚園教諭免許状所有者、福祉系国家資格所有者等)についても、今回の見直し内容を反映。

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組みを構築

新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体：都道府県等
- ※ 研修修了の効力：全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効

新 副主任保育士 ※ライン職

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了(※3)
- エ 副主任保育士としての発令

新 専門リーダー ※スタッフ職

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了(※3)
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
 - イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了(※3)
 - ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
- ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

園長
<平均勤続年数24年>

主任保育士
<平均勤続年数21年>

月額4万円の処遇改善(※1)
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)(※2)

月額5千円の処遇改善(※1)
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)(※2)

- ※1. 一人当たりの処遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。
- ※2. 「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3及び1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出したものである。
- ※3. 研修に係る加算要件については、研修の受講を促進し、2022年度を目途に、研修受講の必須化を目指すこととしている。
(2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度までに、研修の受講状況を踏まえ、2022年度からの必須化を判断)

26

「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン(平成29年4月)」の概要

- 保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要。
- 保育現場におけるリーダーの職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を定めるガイドラインを策定。(「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知))

実施主体

- ・ 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関
- ※ 都道府県が適当と認める団体に委託することも可能。
- ※ 研修実施機関は、市区町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。

指定手続き

- ・ 研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に指定の申請を行うものとする。
- ・ 指定を受けた研修について、翌年度にも実施しようとする場合、届出書を提出することにより、翌年度も引き続き指定の効力を有する。

研修分野・対象者

【専門分野別研修】

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【マネジメント研修】

<対象者>

- ・ 各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【保育実践研修】

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験合格者等)又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者(潜在保育士等)

研修時間

- ・ 1分野15時間以上とする。

講師

- ・ 指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者

研修修了の評価

- ・ 研修修了の評価については、15時間以上の研修の受講を確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、研修内容に関する知識及び技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

研修修了の情報管理

- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証を交付する。(修了証は全国で有効。)
- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の情報管理を行うこととし、保育士登録番号や氏名、生年月日、住所等を記載した研修修了者名簿を作成する。

27

- 子ども・子育て支援法（第58条）において、保護者の保育を受けさせる機会を適切かつ円滑に確保するため、開所時間や利用定員等の保育情報について、**保育所等（※）から都道府県への報告義務**を課している。また、報告を受けた都道府県は、**当該内容を公表する義務**を負う。

※幼稚園（子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費の支給対象施設に限る）、認定こども園、地域型保育事業を含む。

- 子ども・子育て支援法施行規則（第50条）において、具体的な報告事項を提示。（下記参照）
- 児童福祉法（第48条の4）において、保育所は、地域の住民に対して、当該保育所の保育に関する情報提供の努力義務が課されている。

＜報告事項（主なもの）＞

○運営法人に関する事項

- ・名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
- ・代表者の氏名及び職名
- ・設立年月日

等

○施設等に関する事項

- ・教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
- ・名称、所在地、電話番号その他の連絡先
- ・事業書番号
- ・認可を受けた年月日

等

○従業者に関する事項

- ・従業者の数
- ・勤務形態、労働時間等
- ・従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数
- ・教育・保育に係る免許、資格の状況

等

○教育・保育等の内容に関する事項

- ・開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針
- ・教育・保育の内容等
（保護者に対する子育ての支援の実施状況を含む。）
- ・個々の乳幼児の発育及び発達過程等に応じた適切な支援、集団保育の提供のための配慮等
- ・居室面積、園舎面積、園庭の面積等
- ・利用手続、選考基準等
- ・利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況
- ・賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
- ・教育・保育の提供内容に関する特色等

等

○利用料等に関する事項

○その他都道府県知事が必要と認める事項

28

保育所等に対する行政指導監査の実施

- 児童福祉法施行令において、都道府県に対し、年1回以上、保育所等（※）に実地監査を行う義務が課されている。
（※）地域型保育事業を含む。
- 具体的な監査事項については、「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日厚生省児童家庭局長通知）において示されている。（下記参照）

適切な入所者処遇の確保の状況

（社会福祉施設共通事項）

- 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか
- 定期的健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか
- 入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか
- 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか

（保育所）

- 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか
- 入所児童の年齢制限を行っていないか
- 保育所保育指針を踏まえ、各保育所の実情に応じた適切な保育が行われているか
- 保育課程を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか
- 保育の記録や自己評価に基づいて、保育所児童保育要録が作成されているか
- 児童の就学に際し、保育所児童保育要録を小学校へ送付しているか
- 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか
- 職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか
- 定員を超えて私的契約児を入所させていないか
- 3歳未満児に対する献立、調理（離乳食等）、食事環境などについて配慮されているか
- 食中毒の対策が適切に行われているか
- 不適切な養育等の発見への努力、必要に応じた関係機関との連携を図っているか

等

入所者の生活環境等の確保の状況

- 入所者が安全・快適に生活できる広さ・構造・設備を確保しているか
- 障害に応じた配慮がなされているか

等

施設の運営管理体制の状況

- 入所定員及び居室の定員を遵守しているか
- 管理規程等必要な諸規定が整備され、適切に運用されているか
- 施設運営に必要な帳簿は整備されているか
- 運営費は適正に運用され、弾力運用も適切に行われているか

等

必要な職員の確保と職員処遇の状況

- 給与規程等の各種規程が適切に整備、運用されているか
- 業務体制の確立と業務省力化推進の努力を行っているか
- 職員研修等資質向上策について、その推進に努めているか
- 職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか

等

防災対策への取組状況

- 消防法令に基づく設備の整備・点検が適切に行われているか
- 非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制は確保されているか
- 消火訓練及び避難訓練を適切に行っているか

等

※下線部分は、保育の質の確保・向上に関連する主なもの